議 案 参 考 資 料

［令和 8 年第 4 回定例会(12 月)］

［担当課(室)係(担当)］

都市計画課　景観係

議案名

議案第 88 号　桐生市景観条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

景観法の一部改正に伴い、条例中の文言整理を行うものです。

概　要

景観法の改正により生じる引用規定の項号ずれを修正します。

※本改正は、景観法改正に伴う項号ずれの修正であり、条例の内容に変更はありません。

（施行期日：公布の日）

背景・経過

地方部を中心に人口減少が進む中、仕事やまちなかの魅力の不足による若者の地方離れの深刻化などにより、地方都市等の生活サービス機能の維持が困難となっていること等の課題に対応するため、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和 8 年法律第 23 号)が令和 8 年 5 月 27 日に公布されました。

その中で、地域の歴史・文化や景観・環境に根ざすまちづくりを推進する施策の一環として、良好な景観形成に向けた取組の充実を図るため景観法が一部改正されました。